

岩手県告示第663号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更したいので、その旨告示する。

平成25年9月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 名称 盛岡市高森鳥獣保護区

(2) 区域 盛岡市地内の国道106号と県道盛岡大迫東和線との交点を起点とし、起点から同国道を南東に進み市道築川3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進みヨロベツ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み夏芝沢旧道との交点に至り、同点から同旧道を南西に進み県道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同県道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、盛岡市の東部に位置し、二次林であるコナラ林が大部分を占め、コナラ林の上部ではミズナラ林がみられるほか、林業が盛んな地域であるためスギ、アカマツ及びカラマツの造林地も広がっている。更にハルニレ群落、サワグルミ群落及びケヤキ群落といった渓谷性の自然林も残されている。

当該区域には、樹林帯に生息するヤマドリ、コガラ等や河川域に生息するカワセミ、ヤマセミ等のほか、猛禽類が生息している。また、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類のほか、モグラ類やコウモリ類等、多様な鳥獣の生息が確認されている。

このことから、当該区域に生息する野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の区域を拡大して指定するものである。

ウ 管理方針 必要に応じて鳥獣の生息状況を調査し、区域内の状況把握に努める。また、農産物被害等の発生状況の把握に努めるとともに、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(5) 縦覧期間及び縦覧場所

ア 縦覧期間 平成25年9月6日から同月19日まで

イ 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部

2(1) 名称 鶯宿鳥獣保護区

(2) 区域 雫石町地内の主要地方道盛岡横手線と一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点を起点とし、起点から同主要地方道を南西に進み町道男助1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道大村・切留線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道鶯宿・切留線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み林道八百平線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み町道八百平線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は雫石町の南部に位置し、鶯宿温泉や八幡平カントリークラブを含む一帯である。

この区域には、トビ、ノスリ、ハイタカ、カッコウ、ホトトギス、フクロウ等の鳥類や、アナグマ、ニホンカモシカ等の哺乳類も生息しており、鳥獣の良好な生息地となっている。

このことから、当該区域に生息する野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の区域を拡大して指定するものである。

ウ 管理方針 必要に応じて鳥獣の生息状況を調査し、区域内の状況把握に努める。また、農産物被害等の発生状況の把握に

努めるとともに、有害鳥獣捕獲の申請に対しては被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

(5) 縦覧期間及び縦覧場所

ア 縦覧期間 平成25年9月6日から同月19日まで

イ 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部